

わたしは ダメサレナイ!!

第24話 健康食品送りつけ詐欺

●監修 中谷 薫 (なかたに・かおる)

横浜市消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。

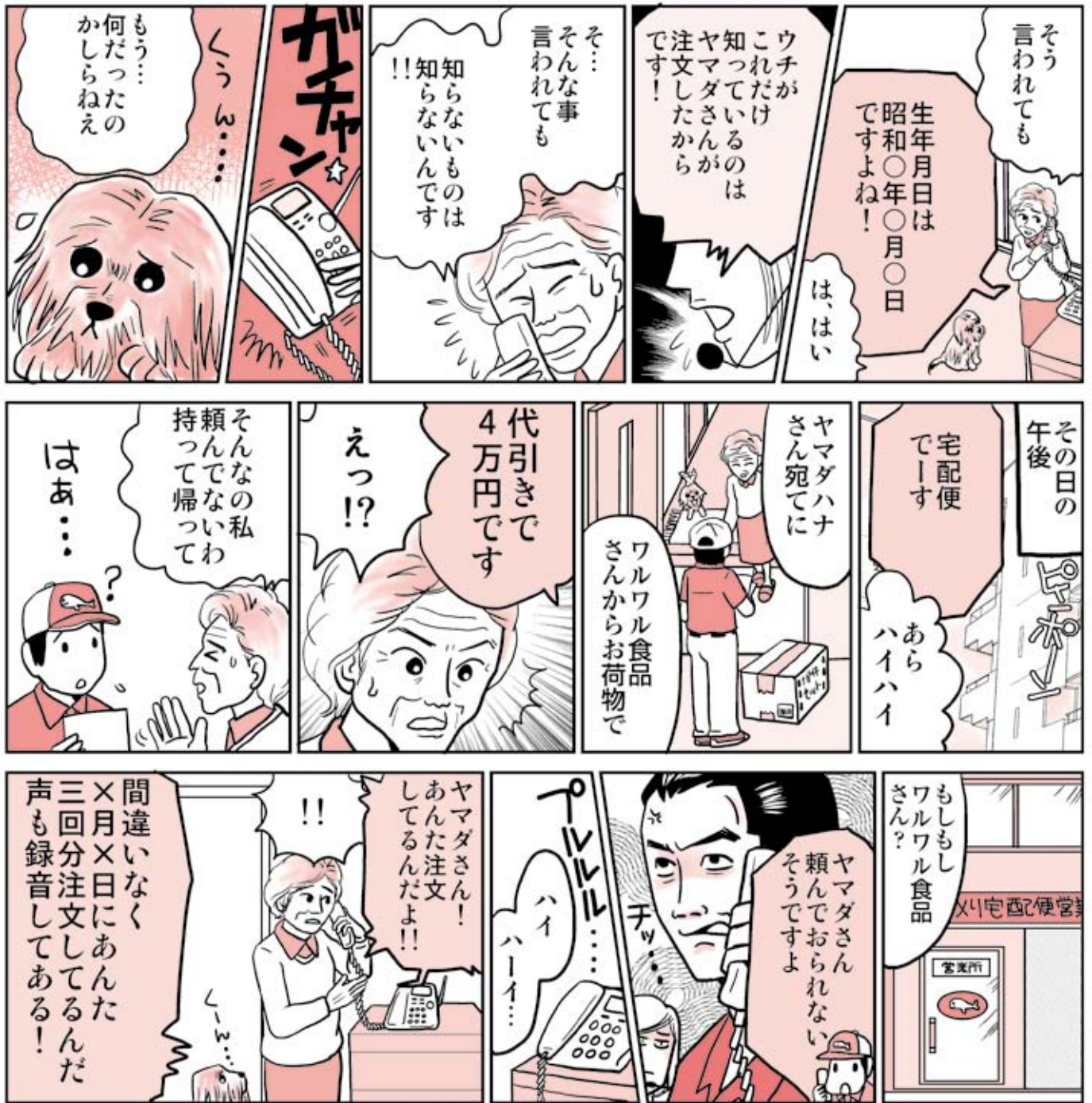


健康食品が突然家に送られてくる急増する高齢者への送りつけ詐欺

国民生活センターの報道発表(2013年5月・9月)によると、「以前申し込み頂いた健康食品を送りますと電話があり、申し込みしないと断つたのに、強引に健康食品が送りつけられてきた」という相談は、2012年度は2011年度の5倍以上に急増し、さらに2013年度は9月10日までの集計で2012年度の同時期と比べて、なんと14・6倍にも急増しています。「あなたが申し込んだから送るのだ」と嘘を言い、強引に代金を支払わせる健康食品の送りつけ詐欺。被害に遭う人の大半は70歳代以上の高齢者で、女性が圧倒的です。過去に通信販売などで健康食品を買ったことのある高齢者が被害に遭ってしまふことも多くあります。また、認知症などにつけるケースもあるようです。

ポイント1 ある日突然電話がかかってくる

ある日突然、業者から「以前ご注文された健康食品が準備できたので送ります」と電話がかかってくる。身に覚えのないことなので「頼んでいない」というと、その人の名前・住所・生年月日などの個人情報を読み、「この情報はあなたから注文のあった〇月〇日に聞いたことだ。あなたが注文したからウチがこれだけの情報を知っているのだ。録音もしている」と、さも実際に聞いたような振舞いをします。被害者は、覚えがないので「頼んでいない」と電話を切りますが、一方で、最近物忘れが多くなってきたのが気になっているので、「ひよっとして頼んだのかもしれない」と



少し不安になります。

ポイント2

断つたのに、強引に健康食品が送りつけられてくる

電話を切っても悪質業者は引き下がりがりません。宅配業者などを使い、代引きで、強引に健康食品を送りつけてきます。被害者は宅配業者に「頼んでいない」と言って受け取りを拒否し、配送業者は一旦健康食品を持ち帰ります。

しかし、宅配業者が悪質業者に「頼んでいないそうです」と連絡すると、悪質業者は「かざず被害者に電話し、「間違いなく3回分注文している。支払わないなら裁判にする。裁判費用も支払ってもらおう」と脅迫します。被害者がひるむと、「特別に2回分はキャンセルしてやる。でも1回分は絶対に支払ってもらおう」と迫ります。悪質業者に強く言われ、被害者は仕方なく1回分の受け取りを了解してしまいます。その後、再び宅配業者が健康食品を配達してきたときには、被害者は結局お金を支払ってしまいます。支払い方法は代引きがほとんどですが、最近では荷物に現金書留封筒や振込用紙が封入されており、それを使って支払うよう指示されるケースも増えています。

ポイント3

電話勧誘で承諾してしまった場合、クーリング・オフができる

「申し込んでいる」と業者に電話で言われ、仕方なく受け取りを承諾してしまった場合は、特定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考えられます。特定商取引法では、断つたにもかかわらず再勧誘することは禁止されていますし、「〇月〇日に注文した商品ができあがっ



この物語はフィクションです

たので送ります」と告げるなど、購入者の判断に影響をおよぼすこととなる重要なことについて嘘を言うこと（不実告知）も禁止されています。健康食品の送りつけ業者に押し切られ、断りきれずに承諾してしまったとしても、電話勧誘販売では、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。頼んでいないのであれば、はっきり断り、商品は受け取らないことが大事ですが、もし、仕方なく承諾してしまった場合には、クーリング・オフをしましょう。クーリング・オフは期間内に書面で行わなければならないことには注意しましょう。

★今回ご紹介した詐欺は、判断力が衰えた高齢者などに嘘の説明をして、強引にお金を支払わせる詐欺です。

被害に遭う人のほとんどが高齢者です。周りの高齢者がこうしたトラブルに巻き込まれないよう、家族や地域の皆さんも日ごろから注意し、高齢者を見守りましょう。

こうした送りつけ詐欺でお困りの場合には、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

「詳しい情報やご相談」

● 国民生活センター報道発表

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130930_1.html (2013年9月30日)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130523_1.html (2013年5月23日)

● 東京くらしMEB

● 相談は全国の消費生活センター